

令和6年度東京都税制調査会  
第3回 小委員会

【テーマ】

社会保障を支える財源（税・社会保険料）

令和6年8月20日

# 「社会保障を支える財源（税・社会保険料）」目次

資料名	頁
社会保障を支える財源に係る論点	1
令和5年度 東京都税制調査会報告①	2
令和5年度 東京都税制調査会報告②	3
「全世代型社会保障」の基本理念	4
社会保険料の算定方法（年金、医療）	5
各種健康保険における所得の取扱い	6
資産の保有状況	7
社会保険料と税	8
（参考）諸外国における社会保障財源としての税制度	9
社会保障を支える財源に係る論点	10
社会保障における受益（給付）と財政の関係	11
全国の生産年齢人口と高齢者人口の推移、構成割合	12
「2040年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）」（平成30年5月21日）：給付と負担の見通し	13
社会保障財源の全体像（イメージ）	14
（再掲）社会保険料と税	15
所得・消費・資産に着目した税負担の特徴	16
社会保障と税の一体改革	17
国民負担率（対国民所得比）の推移	18
国民負担率の国際比較	19
事業主負担の考え方	20
「将来の公的年金の財政見通し（財政検証）」（令和6年7月3日）における試算のオプション設定	21
被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数（財政検証から）	22
正規雇用労働者と非正規雇用労働者の推移	23
令和5年度 東京都税制調査会報告③	24
過去の東京都税制調査会報告	25

## 論点 1

今期の議論を踏まえ、現行の社会保険料の仕組みにおける課題とその対応についてどう考えるか。

### <検討項目>

- 「全世代型社会保障」（すべての世代が能力に応じて負担し、支え合う）という考え方に照らし、社会保険料における賦課ベースをどう考えるか。
  - － 金融所得（利子・配当・株式等譲渡）
  - － 副業収入
  - － 資産
  
- 社会保険料負担について、逆進性があるともされているが、どう評価するか。

## 金融所得課税・代替ミニマム税

---

- 所得階層間における負担の公平性の確保及び所得再分配機能の強化に向けて、課税方式、税率水準、追加的課税等について検討が必要
- 金融所得課税は、所得再分配の観点からは総合課税が望ましいが、当面分離課税が適当。その税率については、中低所得者の資産形成に与える影響に配慮しつつ、諸外国の段階的課税の課税方式も参考にして税率の引上げを検討すべき
- 「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化」の措置については、今後の課税状況を踏まえながら、制度の見直しを検討すべき
- 我が国においては、社会保険料の負担に金融所得が勘案されていないため、金融所得課税の在り方については、こうした社会保険料負担の公平の問題も考慮すべき
- なお、アメリカにおいては、金融所得に対して社会保険料が徴収されないため、社会保険制度改革のための財源確保の必要性から一定の基準額を超える利息、配当金、資産売却益等の純投資所得に対する課税（「純投資所得税」）を導入している

## 社会保険料の問題点

---

- 社会保険料は所得税と異なり、事情に応じた人的控除が適用されないのに加えて定額部分及び上限があるなど負担の逆進性があること、給与所得者の副業収入にはほとんど社会保険料が課されていないなど、現行の社会保険の仕組み自体が働き方の多様化に対応できていないこと、現役世代に負担が偏ること等、公平な制度となっていない
- したがって、財源確保策の中で社会保険の仕組みの活用について検討する場合、社会保険制度自体の再構築と併せて議論すべきである

国は、本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎える歴史的転換期の中で、「全世代型社会保障」の構築に向けて、社会保障政策が取り組むべき足下及び中・長期の課題とその改革の方向性を示した。

「全世代型社会保障」の主な基本理念は次のとおり。

## ■ 能力に応じて、全世代が支え合う

- 「全世代型社会保障」は、年齢に関わりなく、全ての国民が、その能力に応じて負担し、支え合うことによって、それぞれの人生のステージに応じて、必要な保障がバランスよく提供されることを目指すものであり、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心となっているこれまでの社会保障の構造を見直していく必要

## ■ 個人の幸福とともに、社会全体を幸福にする

- 社会保障は、元来、個人の力だけでは備えることに限界がある課題や、リスク、不確実性に対して、社会全体での支え合いによって、個人の幸福増進を図るために存在するもの
- さらに、個人と社会を共に豊かにするという観点からは、社会保障は、市場による働きによって生じた所得分配の歪みに対して、再分配する機能を発揮することによって、格差の是正や貧困の解消を図り、格差の固定化や貧困の連鎖を断ち切る役割を果たす
- 社会保障は、単なる社会的な支出にとどまらず、社会的に大きな効果をもたらすものであり、財源調達とあわせて、その機能が発揮されるようにすることが重要

上記のほか、「『将来世代』の安心を保障する」、「制度を支える人材やサービス提供体制を重視する」、「社会保障のDX（デジタルトランスフォーメーション）に積極的に取り組む」が基本理念として掲げられている。

注 全世代型社会保障構築会議「全世代型社会保障構築会議報告書」（2022年12月16日）、  
全世代型社会保障構築本部「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）について」（2023年12月22日）から作成

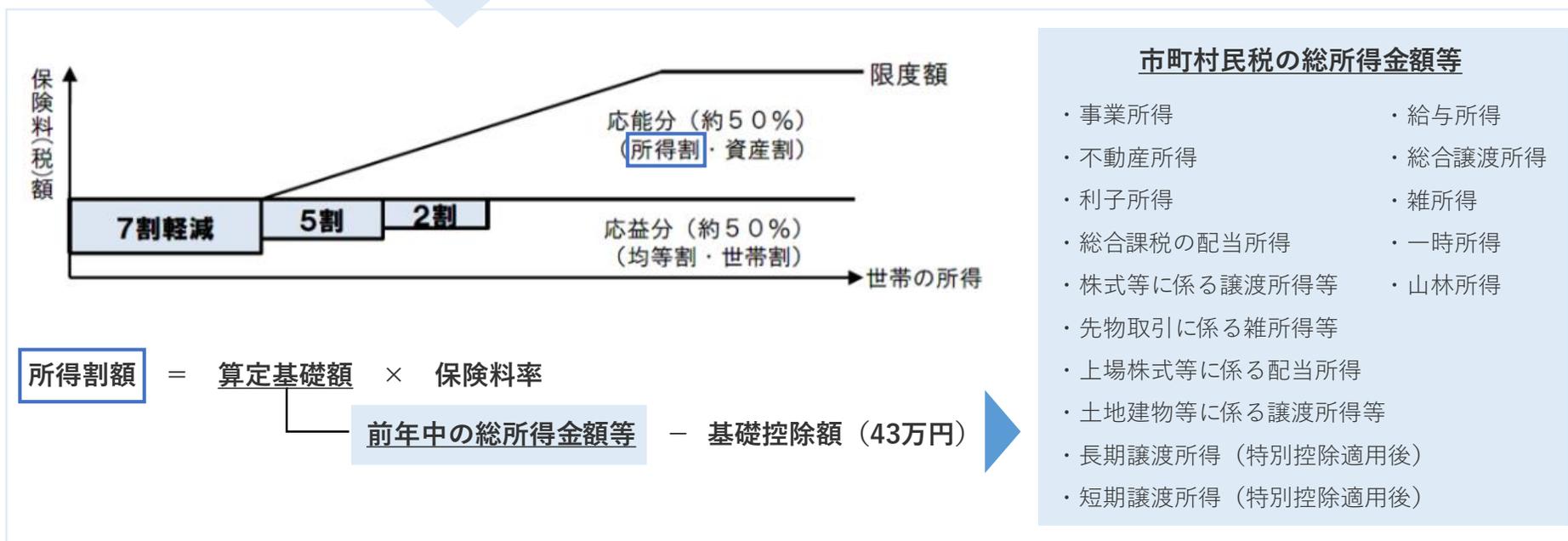
# 社会保険料の算定方法（年金、医療）

## ○年金

	国民年金	厚生年金（労使折半）
保険料	16,980／月（定額）	標準報酬月額等 × 保険料率（18.3％）

## ○医療

	国民健康保険	協会けんぽ（労使折半）	健康保険組合（労使折半）
保険料	以下のとおり *保険料率は区市町村ごとに異なる	標準報酬月額等 × 保険料率 *保険料率は都道府県ごとに異なる	標準報酬月額等 × 保険料率 *保険料率は保険組合ごとに異なる



注 日本年金機構ホームページ、厚生労働省ホームページ、全国健康保険協会ホームページ、新宿区ホームページから作成

## 各種健康保険における所得の取扱い

- **国民健康保険等加入者** → 市町村民税の総所得金額を基準に保険料額を算定
- **健康保険組合、協会けんぽ等加入者** → 標準報酬月額、標準賞与額（給与所得）を基準に保険料を算定  
⇒ 金融所得や副業収入がある場合でも、それらの所得は社会保険料に反映されない

（例外的に社会保険料に反映される例）

2カ所以上の事業所で勤務し、それぞれの事業所で社会保険の加入要件を満たす場合、副業収入である給与所得にも社会保険料が賦課され、それぞれの事業所で受ける報酬月額に基づき按分される。

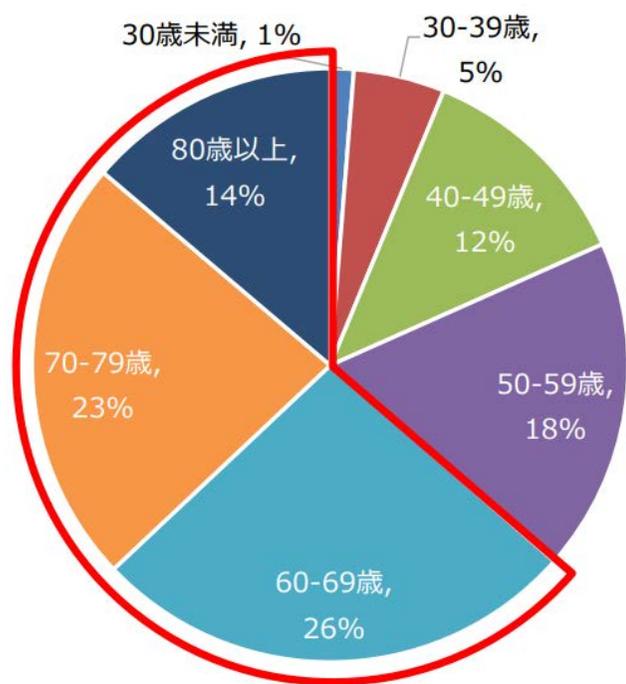
### （金融所得の取扱い）

- **国民健康保険等加入者**      **（確定申告）確定申告したら社会保険料に反映される**  
  
**（確定申告不要選択）** 確定申告しないため、**金融所得は社会保険料に反映されない**  
※所得税及び住民税は証券会社等の源泉徴収義務者が源泉徴収
- **組合健康保険等加入者**      標準報酬月額、標準賞与額を基準に保険料を算定するため、  
**標準報酬月額等となる給与所得以外の所得は社会保険料に反映されない**

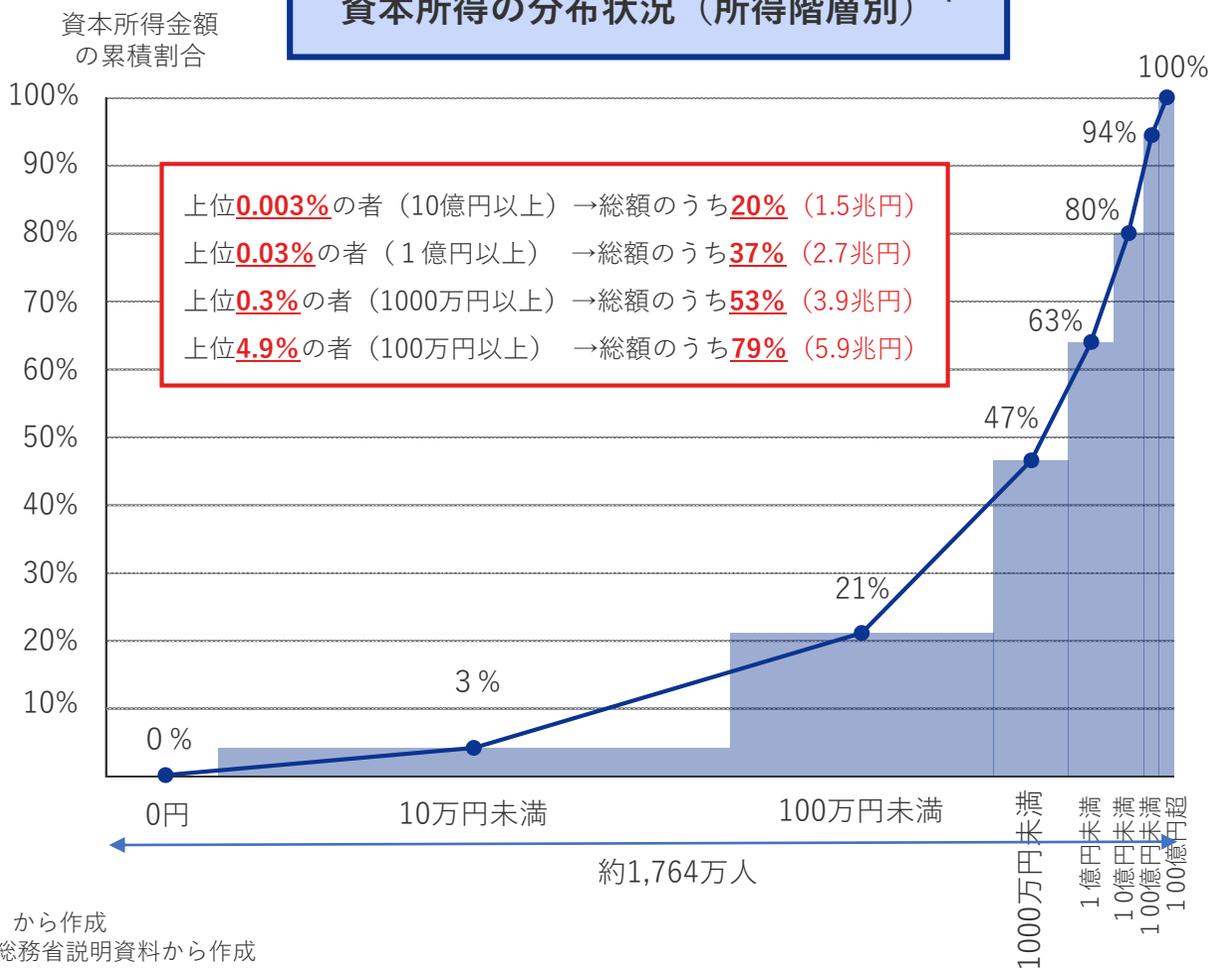
# 資産の保有状況

- 世代別で家計金融資産の保有割合をみると、60歳以上が全体の約65%を占めている
- 資本所得の分布をみると、上位0.3%の者が総額のうち53%を得ているといった偏りの状況がある

## 家計金融資産の世代別保有内訳



## 資本所得の分布状況（所得階層別）\*



注 内閣官房「資産所得倍増に関する基礎資料集」（令和4年10月）から作成  
 内閣府「第2回税制調査会資料」（2024年5月13日）財務省・総務省説明資料から作成

\* 令和元年分の確定申告書や特定口座年間取引報告書、配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書、株式等の譲渡の対価等の支払調書のデータをもとに、財務省作成  
 \* 「資本所得」には、上場株式、非上場株式、公募投資信託、特定公社債等の譲渡所得、配当所得、利子所得等のうち、特定口座内の取引により発生したもの、一般口座内の上場株式の取引により発生したもの、その他の取引により発生したもので分離課税の対象のうち、確定申告がされたものが含まれる（預貯金の利子や非上場株式等の配当、NISAの非課税口座における配当・譲渡益等は含まれない。）7

## ○ 社会保険方式

---

- 保険料を支払った人にその見返りとして受給権を保障する仕組み
- 権利性が強く、給付と負担の関係が税と比較して明確
- 保険料を納付しない者、制度への加入手続きをとらない者は、保障を受けられない

## ○ 社会保険に税財源が投入された理由

---

### ■ 保険制度内の低所得者の保険料負担軽減

皆保険制度を確保する観点から、所得水準を勘案した保険料や免除制度を設けることにより、できる限りすべての者を保険の加入者とする仕組みを組込み

### ■ 保険制度間の財政力格差等の調整

皆保険制度の維持のため、加入する保険制度にかかわらず公平な給付を行うことが望ましい

### ■ 負担の賦課ベースを拡大

保険料は所得比例若しくは定額による負担賦課又はその組合せであるので課税ベースが狭いため、その緩和

注 内閣官房「社会保障制度改革国民会議報告書」（2013年8月6日）、  
国立社会保障・人口問題研究所「『社会保障負担等の在り方に関する研究会』報告書」（2002年7月25日）から作成

# (参考) 諸外国における社会保障財源としての税制度

## アメリカ：純投資所得税 (NIIT: Net Investment Income Tax)

- 内国歳入法 411条に基づき、**法定基準額を超える所得を有する個人の不動産及び信託等、一定の純投資所得に対して課す連邦税**である。
- 開始年：2013年
- 課税対象個人：
  - 純投資所得を有する個人の修正後総所得が 以下の基準額を超える場合

申告区分	基準額
夫婦合算申告 寡婦／寡夫	<b>3,331万円</b> (\$25万)
単身(寡婦・寡夫除く) 特定世帯主	<b>2,664万円</b> (\$20万)
夫婦個別申告	1,665万円 (\$12.5万)

- 課税対象所得：純投資所得と修正後総所得が法定基準額を超える所得のうち、いずれか低い金額
  - 純投資所得：**利息、配当金、資産売却益、賃貸料、ロイヤリティ収入、不適格年金**等（対象外：賃金、失業補償、社会保障給付、扶養手当、個人住宅売却益及び大部分の自営業所得）
- 税率：**一律3.8%**

(出典) [Topic No. 556 Alternative Minimum Tax](#), [About Form 6251, Alternative Minimum Tax - Individuals](#) | [Internal Revenue Service \(irs.gov\)](#), [Net Investment Income Tax](#) | [Internal Revenue Service \(irs.gov\)](#), [IRS document](#), [Questions and Answers on the Net Investment Income Tax](#) | [Internal Revenue Service \(irs.gov\)](#)

注1 令和4年度東京都主税局委託調査「金融所得課税における所得階層間の公平性に関する各国調査」(有限責任あずさ監査法人)から作成

- 純投資所得税の発端：
  - オバマ政権の医療保険制度改革(オバマケア)のための財源確保の必要性から高額所得者を対象とし、導入された。
- 純投資所得税の税率(3.8%)の理由：
  - 勤労性所得である賃金等に課税される通常のメディケア税の従業員負担分の税率1.45%、雇用主負担分の税率1.45%、および賃金等が一定額を超過する高額所得者に課される追加メディケア税の税率0.9%の合計と等しくなるように設定された。
  - これにより、**高額所得者の追加的な租税負担について、勤労性所得と資産性所得に経済的に中立的な課税**が行われている。
- 純投資所得税の課税対象所得：
  - 金融所得のみならず、日本でいうところの不動産所得、譲渡所得等の資産性所得を広く対象としている。
  - 特定の投資対象からの所得を課税の対象とするのではなく、**富裕層の資産性所得全般を幅広く課税の対象としている(既存の所得課税で用いられている所得区分の垣根を横断的に束ねなおし広く課税対象に含めている)**ことから、**税制の経済的な中立性が保たれている**。

注2 『成蹊大学経済経営論集』(第52巻第2号)伊藤 公哉「格差是正に向けた金融所得税制等改正の提言—アメリカ投資純利益税を参考にした新たな金融所得税制(富裕層の特別税)の検討」(2021年12月)から作成

## フランス：一般社会税 (CSG: Contribution sociale généralisée)

- 年金・医療等の財源として、「**稼得所得及び代替所得**」、「**資産所得**」、「**投資益**」等に対して課す**社会保障目的税**。
- 広範な所得が対象とされている、目的税で充当先が明確、CSGの一部は所得税から控除されないといった特徴がある。

注3 『海外社会保障研究』柴田 洋二郎「フランス社会保障財源の「租税化」(fiscalisation)」(2012年)から作成

## 論点 2

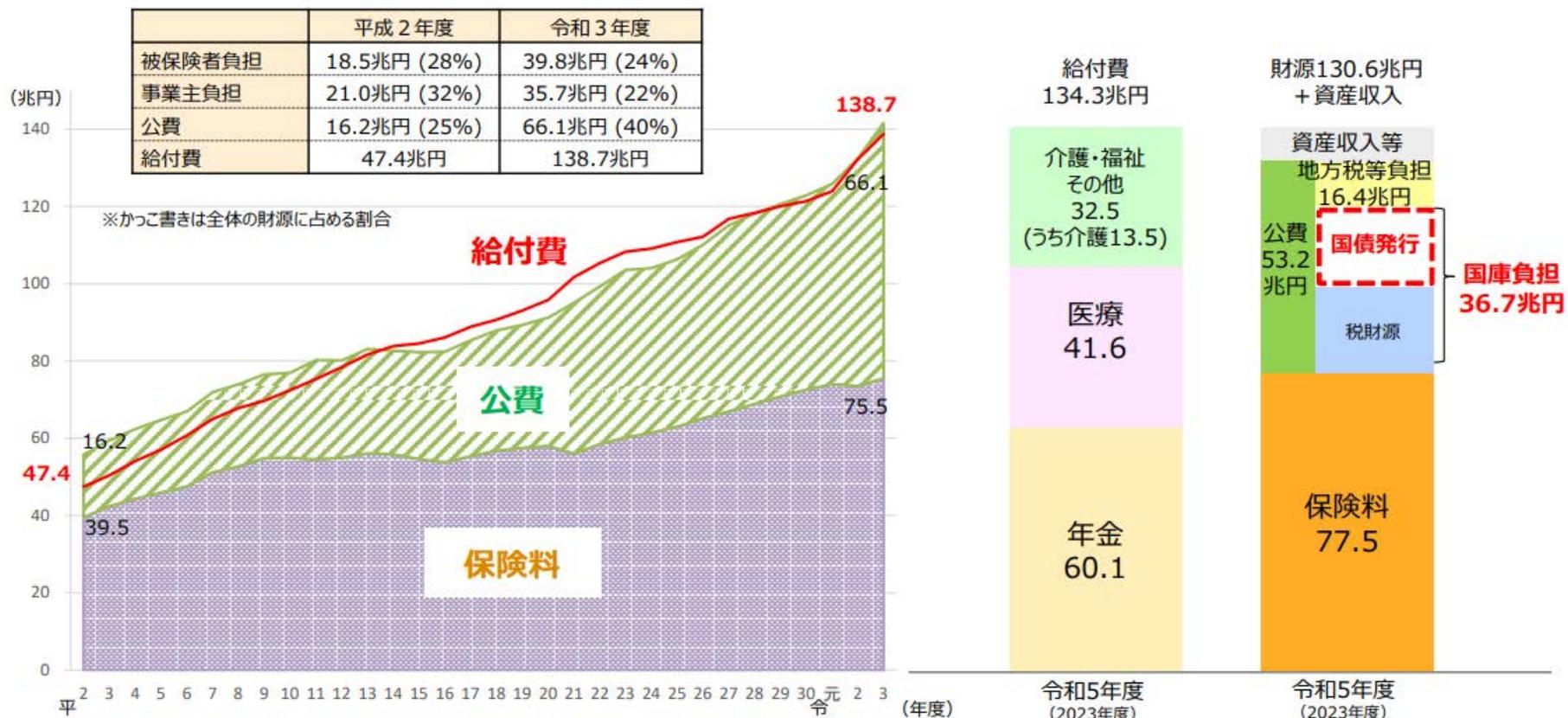
少子高齢化・人口減少の中、将来的に社会保障を支える財源を確保していくにあたり、重要な問題や課題はどのようなものか、それにどのように対応すべきか。

### <問題・課題の例示>

- 将来的に必要な社会保障財源が増大していくことを踏まえ、どのようにして十分な財源を確保していくべきか。
- 全ての世代で能力に応じて負担し支え合い、必要な人が必要な社会保障サービスを受けることができる「全世代型社会保障」に照らして、財源の在り方はどう考えるか。
  - 世代間の負担の在り方
    - 税における公平性
    - 社会保険料における公平性
    - 現役世代の定義の見直し
    - 賦課方式、積立方式（年金）
  - 所得の格差、資産の格差
  - 税か社会保険料か
  - 自己負担（窓口負担）の在り方
  - 企業の社会保障における役割と負担
  - 負担を求めるに当たって
    - 国民理解を得るために
    - 負担増による経済への影響

# 社会保障における受益（給付）と財政の関係

- 我が国の社会保障制度は、受益（給付）と負担の対応関係が本来明確な**社会保険方式**を採りながら、後期高齢者医療・介護給付費の5割を公費で賄うなど、**公費負担**（税財源で賄われる負担）に**相当程度依存**している。その結果、近年、公費の比重の大きい後期高齢者医療・介護給付費の増に伴い、公費負担への依存度が著しく増加している。
- その際、**本来税財源により賄われるべき公費の財源について特例公債を通じて将来世代へ負担が先送り**されているため、**負担増を伴わないままに受益（給付）が先行**する形となっており、受益（給付）と負担の対応関係が断ち切られている。負担の水準の変化をシグナルと捉えて受益の水準をチェックする牽制作用を期待できないまま、受益（給付）の増高が続いている（＝我が国財政悪化の最大の要因）。



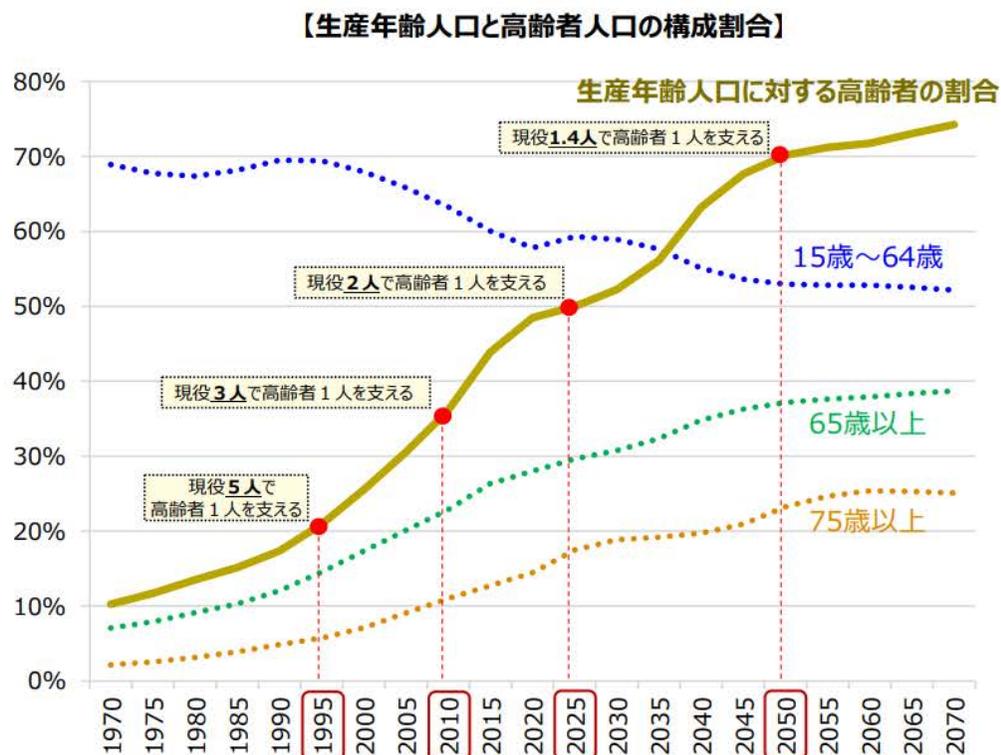
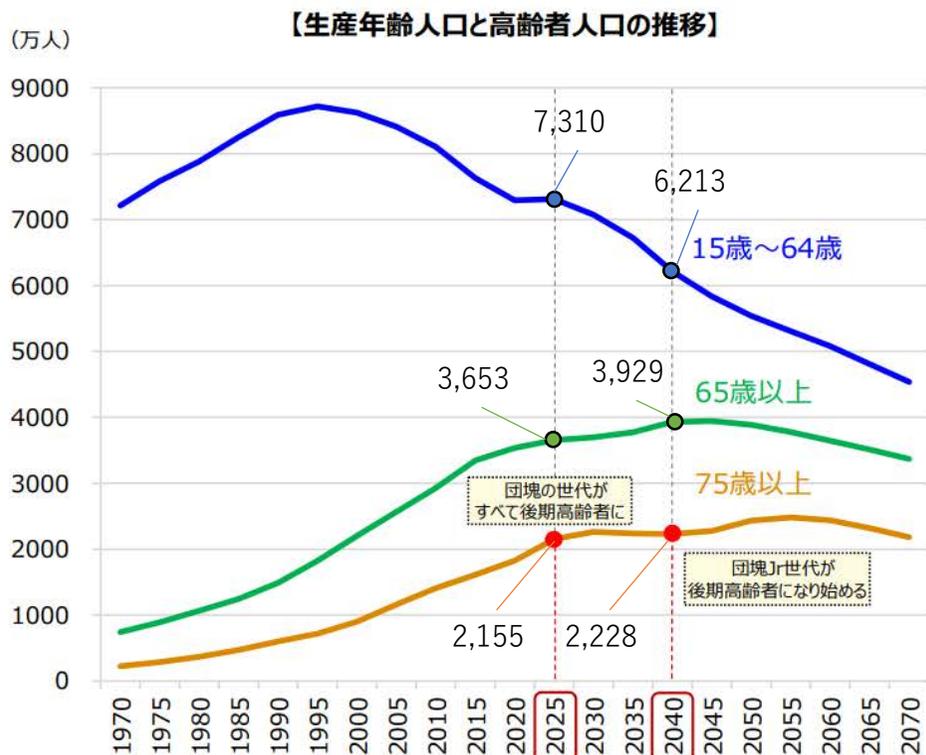
(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「令和3年度社会保障費用統計」、令和5年度の値は厚生労働省（当初予算ベース）

(注1) 令和3年度以前については決算ベース、令和5年度については当初予算ベースであり、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業等に伴う支出の扱いが異なる点に留意。

(注2) 令和3年度の給付費については、社会保障給付費（公表値）から新型コロナウイルス感染症対策に係る事業等に係る費用（公表値）を除いた場合、126.8兆円となる。

# 全国の生産年齢人口と高齢者人口の推移、構成割合

- 生産年齢人口は減少を続け、65歳以上人口は2040年代にピークを迎えると推計されている
- 生産年齢人口に対する高齢者の割合は増加を続け、2050年には1.4人で高齢者1人を支える状況となり、生産年齢人口1人当たりの負担はますます増加する

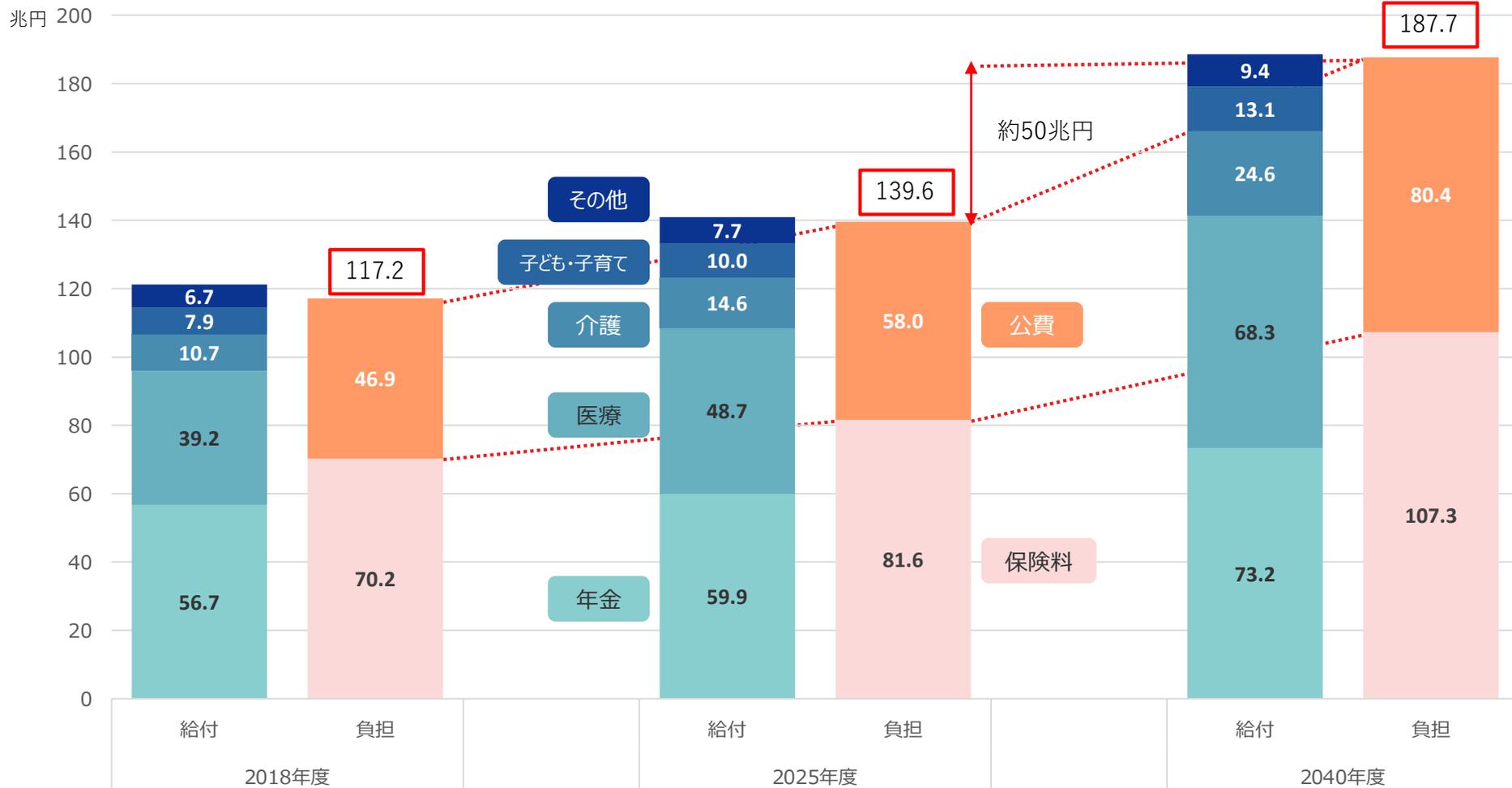


(出所) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2023年推計＜出生中位・死亡中位＞）」  
 (注) 生産年齢人口に対する高齢者の割合は、(65歳以上人口/15歳～64歳人口)

# 「2040年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）」（平成30年5月21日）：給付と負担の見通し

■ 2025年度の社会保障負担は約140兆円だが、国の試算によると、高齢者人口の増加と高齢化率上昇の影響を受け、2040年度の社会保障負担は約190兆円に及ぶとされており、2025年度から約50兆円増加する見込みである

※ 保険料と保険料率は引き上げる見通しで試算されている



※ 経済前提はベースラインケース

※ 2025年度及び2040年度の「医療」は、現状投影かつ単価の伸び率を経済成長率×1/3+1.9%-0.1%の場合

注 内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「2040年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）」（2018年5月21日）から作成



### ○ 社会保険方式

---

- 保険料を支払った人にその見返りとして受給権を保障する仕組み
- 権利性が強く、給付と負担の関係が税と比較して明確
- 保険料を納付しない者、制度への加入手続きをとらない者は、保障を受けられない

### ○ 社会保険に税財源が投入された理由

---

#### ■ 保険制度内の低所得者の保険料負担軽減

皆保険制度を確保する観点から、所得水準を勘案した保険料や免除制度を設けることにより、できる限りすべての者を保険の加入者とする仕組みを組込み

#### ■ 保険制度間の財政力格差等の調整

皆保険制度の維持のため、加入する保険制度にかかわらず公平な給付を行うことが望ましい

#### ■ 負担の賦課ベースを拡大

保険料は所得比例若しくは定額による負担賦課又はその組合せであるので課税ベースが狭いため、その緩和

注 内閣官房「社会保障制度改革国民会議報告書」（2013年8月6日）、  
国立社会保障・人口問題研究所「『社会保障負担等の在り方に関する研究会』報告書」（2002年7月25日）から作成

## ○所得課税

---

- 担税力に応じて、累進的に負担を求めることが可能
  - 勤労世代（現役世代）が主として負担
  - 各種控除などにより、個々の担税力へのきめ細かい配慮が可能
- ※ 資産性所得（利子、配当、株式や土地の譲渡益等）課税
- 主に（累進課税ではなく）比例税率の分離課税を適用
  - 勤労世代に限らず資産性所得を得ている者が負担

## ○消費課税

---

- 世代や就労の状況にかかわらず国民が幅広く負担を分かち合うことが可能
- 税収が景気の動向に比較的左右されにくく安定的
- 貯蓄や設備投資等の意思決定に中立的で、企業活動に与える影響も相対的に小さい
- 最終消費地で課税を行うとの国際的に共通したルールの下、内外の税率差による国際競争力への影響を遮断することが可能

## ○資産課税

---

- 資産の再分配を行うことを通じ、格差の固定化を防止し、機会の平等を図る役割
- 納税者の勤労意欲等に中立的

## ○社会保障財源としての消費税

社会保障改革と一体的に実施する今回の税制抜本改革の最大の柱は、社会保障財源を確保するための消費税率の引上げである。消費税は、高い財源調達力を有し、税収が経済の動向や人口構成の変化に左右されにくく安定していることに加え、勤労世代など特定の者へ負担が集中せず、経済活動に与える歪みが小さいという特徴を持っている。社会保険料など勤労世代の負担が既に年々高まりつつある中で、こうした特徴を持ち、幅広い国民が負担する消費税は、高齢化社会における社会保障の安定財源としてふさわしい。

注 「社会保障・税一体改革大綱について」（平成24年12月7日）閣議決定より抜粋

## ○消費税率の引上げ

・平成26年4月1日	5% → 8%	〔 消費税 4% → 6.3% 地方消費税 1% → 1.7% 〕
・令和元年10月1日	8% → 10%	
		〔 消費税 6.3% → 7.8% 地方消費税 1.7% → 2.2% 〕

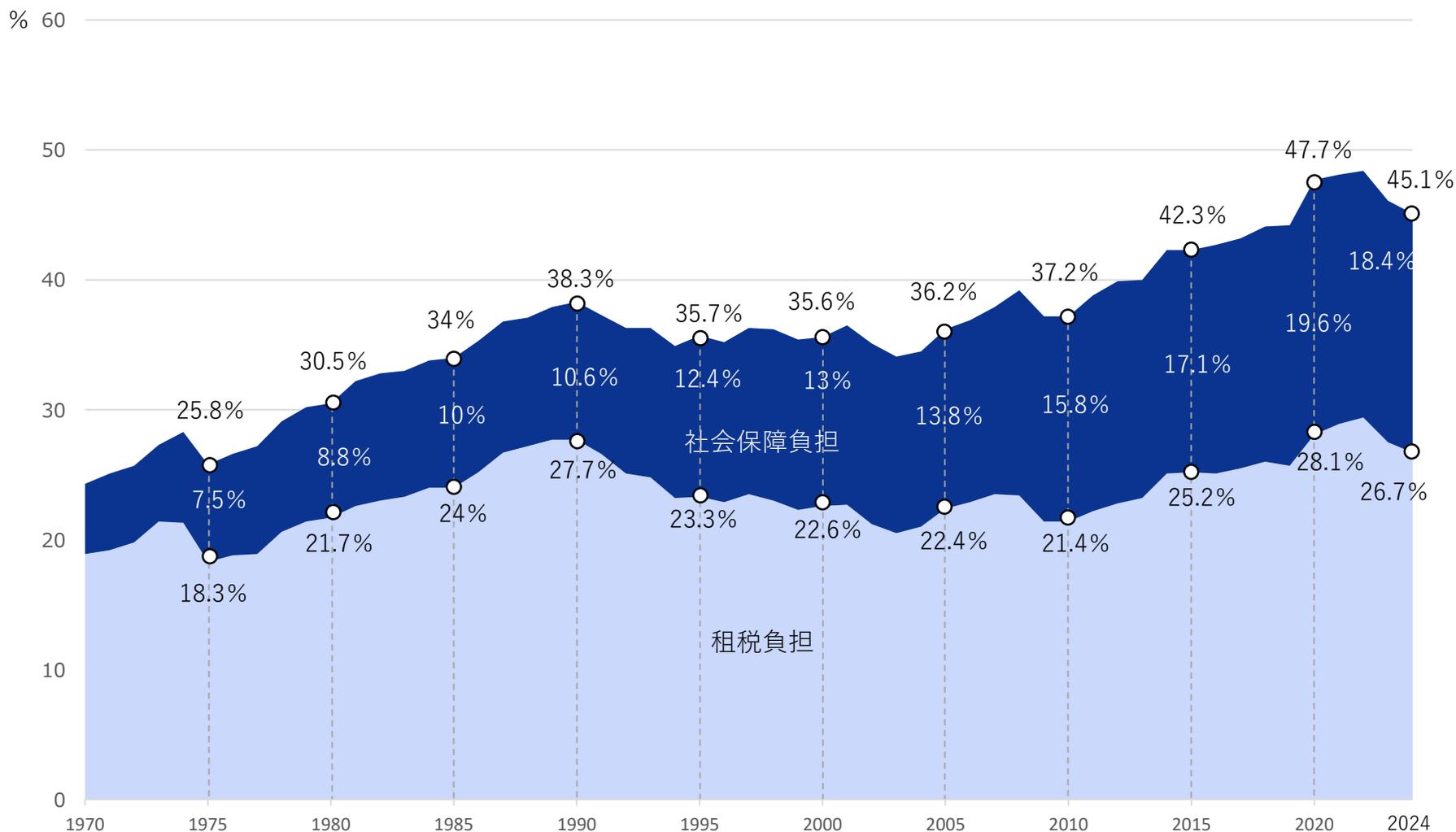
※ 平成27年度税制改正法：税率引上げ時期を変更（平成27年10月1日 ⇒ 平成29年4月1日）

## ○消費税収の使途

消費税の収入については、地方交付税法に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給費並びに少子化に対処するための施策に充てるものとされている。（消費税法第1条第2項）

# 国民負担率（対国民所得比）の推移

- 国民負担率を構成する租税負担と社会保障負担は、共に右肩上がりの傾向にある
- 今後社会保障給付の増加が見込まれるため、国民負担率はますます上昇すると予想される

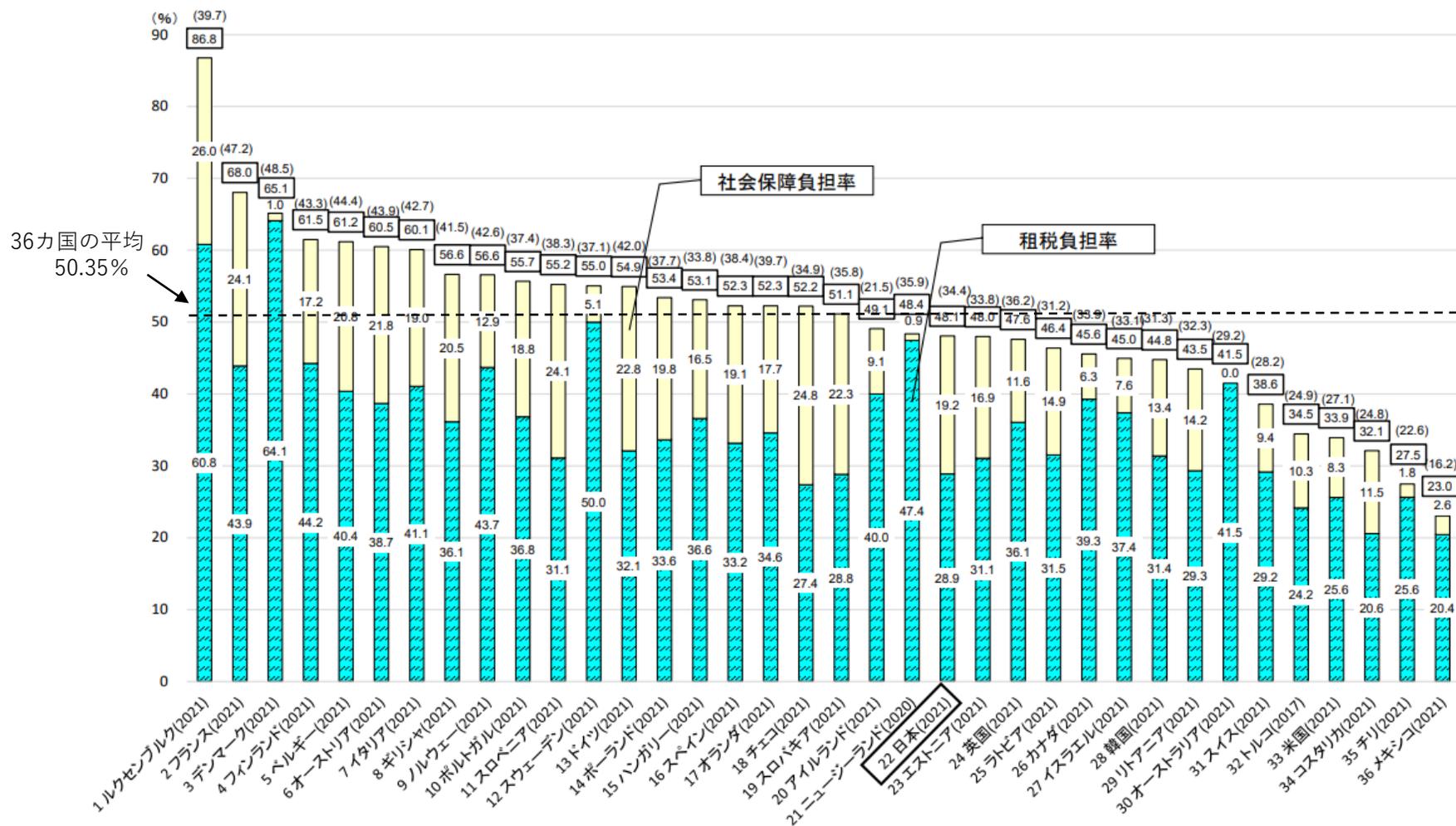


※ 2022（令和4）年度までは実績、2023（令和5）年度は実績見込み、2024（令和6）年度は見通しである。

注 財務省ホームページから作成

# 国民負担率の国際比較

■ OECD加盟国の36カ国のうち、日本の国民負担率は48.1%と負担率の高い順から22番目であり、OECDに加盟する諸外国と比較して、平均的な負担率となっている



(注1) OECD加盟国38カ国中36カ国。オーストラリア、エストニア、ドイツについては推計による暫定値。それ以外の国は実績値。コロンビア及びアイスランドについては、国民所得の計数が取得できないため掲載していない。  
 (注2) 括弧内の数字は、対GDP比の国民負担率。  
 (出典) 日本：内閣府「国民経済計算」等 諸外国：OECD "National Accounts"、"Revenue Statistics"

## ○事業主負担の主な理由（医療・年金）

---

<第213回国会衆議院予算委員会（令和6年2月9日）厚生労働大臣答弁>

社会保険料の事業主負担に関する課題でありますけれども、医療や年金の給付を保障することで働く人が安心して就労できる基盤を整備することが事業主の責任でもございます。それから、働く人の健康の保持や労働生産性の増進を通じて事業主の利益にも資するということから事業主に保険料を負担してもらい、こういう考え方になっている。

## ○事業主負担の主な理由（医療保険）

---

- 労働することにより健康を害する可能性があること
- 労働者が健康であれば労働生産性が高まり、事業主にも利益が及ぶこと
- 法制定以前から多くの事業主は労働者の健康保持のための支出をしていること
- 諸外国でも事業主が負担する例があること

## ○事業主負担の考え方（子ども・子育て施策）

---

<第196回国会衆議院内閣委員会（平成30年4月4日）少子化対策担当大臣答弁>

事業主拠出金につきましては、児童手当制度が創設をされました昭和46年度に、児童手当制度が、次の時代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを通じ、将来の若い労働力確保につながる効果が期待されるものであることから、当時、児童手当拠出金として創設をされたものでございます。

## 1 厚生年金の適用対象拡大 ※ 次頁に関連資料あり

①：企業規模要件の廃止

5人以上個人事業所の非適用業種の解消 ▶ 約90万人拡大

②：①に加え、賃金要件の撤廃 ▶ ①に加え約110万人拡大  
(累計約200万人)

③：②に加え、5人未満の個人事業所も適用 ▶ ②に加え約70万人拡大  
(累計約270万人)

④：週10時間以上の全ての被用者へ適用 ▶ 約860万人拡大

## 2 基礎年金の拠出期間延長

現行40年（20～59歳） → 45年（20～64歳）

▶ 拠出期間が伸びた分に合わせて基礎年金給付が増額

## 3 マクロ経済スライドの調整期間の一致

公的年金全体の財政均衡で調整終了年度を決定

▶ 将来の年金水準の確保に効果

## 4 65歳以上の在職老齢年金の仕組みを撤廃

▶ 働く年金受給者の給付が増加 4,500億円

▶ 将来の受給世代の給付水準が低下

★在職老齢制度とは、  
就労し、一定以上の賃金（50万円超）を得ている65歳以上の老齢厚生年金受給者を対象に、当該老齢厚生年金の一部又は全部の支給を停止する仕組み

## 5 標準報酬月額の上限の見直し

現行上限65万円

→ 75万円 4,300億円増収

→ 83万円 6,600億円増収

→ 98万円 9,700億円増収

▶ 保険料負担の増加

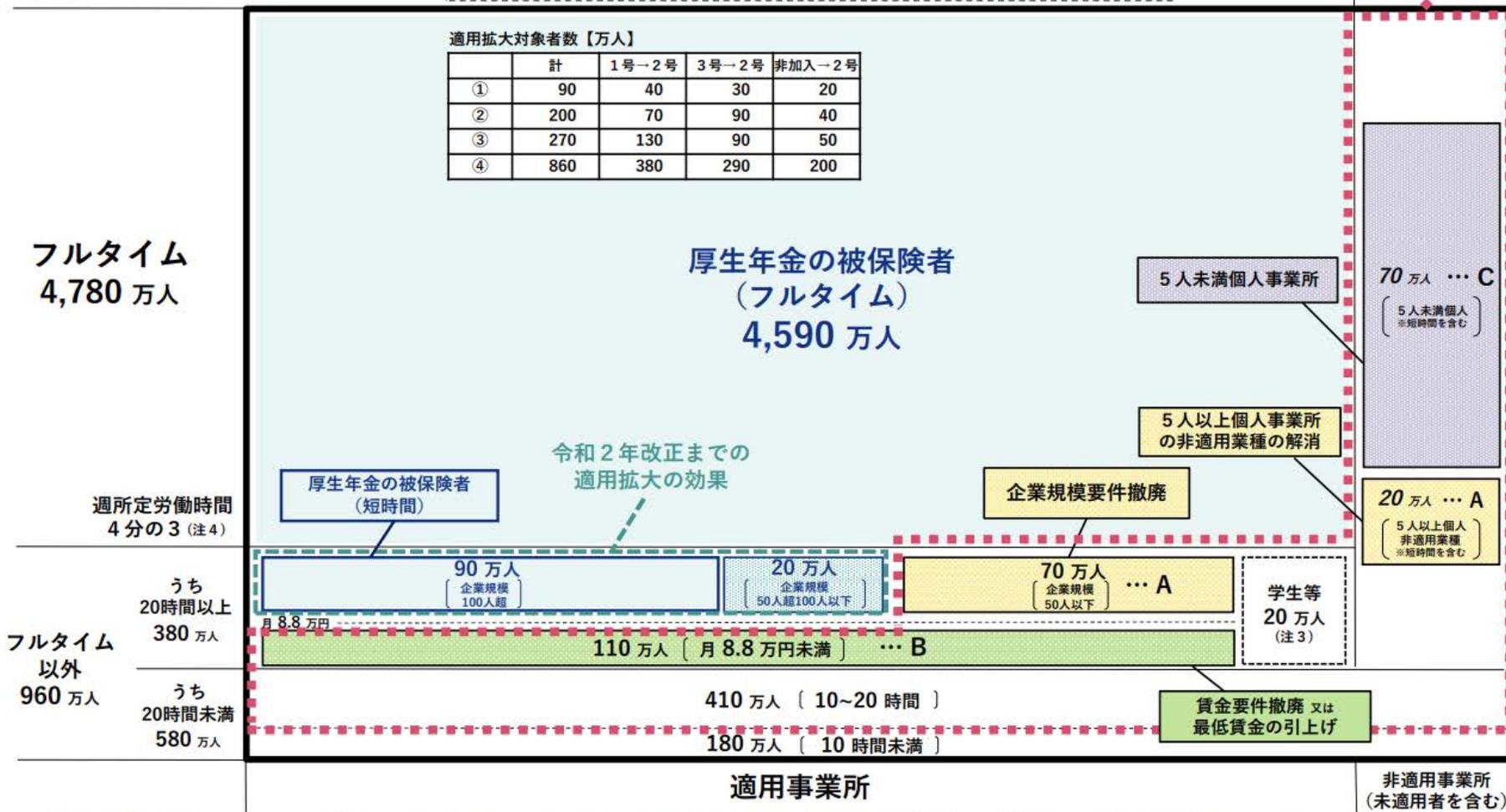
▶ 上限該当者の老齢厚生年金の増加

▶ 将来の受給世代の給付水準の上昇

# 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数（財政検証から）

雇用者全体（2023年度時点）  
5,740万人 ※70歳以上を除く

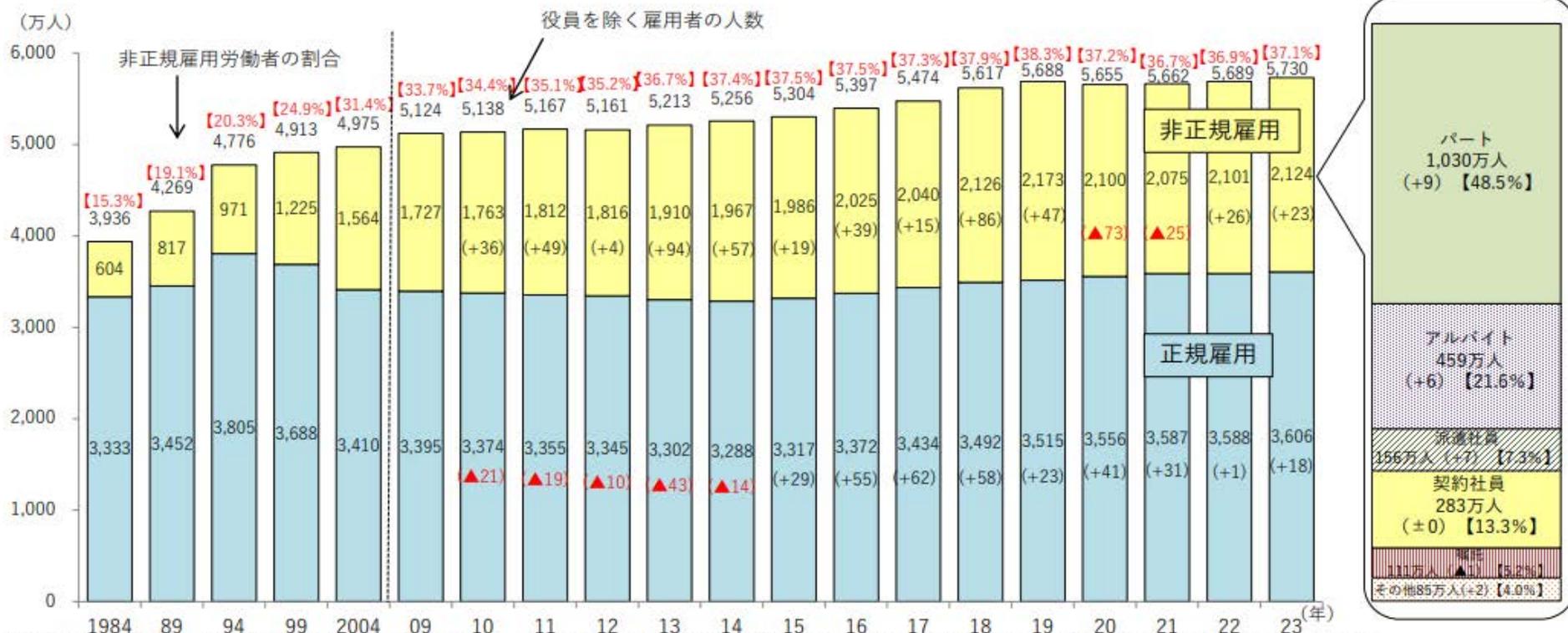
- ① 90万人・・・企業規模要件撤廃＋非適用業種の解消（A）
- ② 200万人・・・①＋賃金要件撤廃又は最低賃金の引上げ（A+B）
- ③ 270万人・・・②＋5人未満個人事業所（A+B+C）
- ④ 860万人・・・週10時間以上の全ての被用者へ適用拡大（D）



注1. 「労働力調査2023年平均」、「令和4年公的年金加入状況等調査」、「令和4年就業構造基本調査」、「令和3年経済センサス」等の特別集計等を用いて推計したもの。  
 注2. 斜体字は、「令和3年経済センサス」等を基にした推計値であり、他の数値と時点が異なることに留意が必要。  
 注3. 学生等には、雇用契約期間2ヶ月以下の者（更新等で同一事業所で2ヶ月以上雇用されている者は除く）が含まれている。  
 注4. 通常の労働者の週所定労働時間は、「令和5年就労条件総合調査」における労働者1人平均の値（39時間04分）としている。

# 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の推移

- 正規雇用労働者は、2015年に8年ぶりにプラスに転じ、9年連続で増加しています。
- 非正規雇用労働者は、2010年以降増加が続き、2020年、2021年は減少しましたが、2022年以降は増加しています。



(資料出所) 1999年までは総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査)長期時系列表9、2004年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)長期時系列表10

- (注) 1) 2009年の数値は、2010年国勢調査の確定人口に基づく推計人口への切替による遡及集計した数値(割合は除く)。  
 2) 2010年から2014年までの数値は、2015年国勢調査の確定人口に基づく推計人口への切替による遡及集計した数値(割合は除く)。  
 3) 2015年から2021年までの数値は、2020年国勢調査の確定人口に基づく推計人口(新基準)への切替による遡及集計した数値(割合は除く)。  
 4) 2011年の数値、割合は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値(2015年国勢調査基準)。  
 5) 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。  
 6) 正規雇用労働者: 勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。  
 7) 非正規雇用労働者: 勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。  
 8) 割合は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める割合。

## 税制改革の視点

### 1 少子高齢・人口減少社会

---

- 我が国は、世界に類のないスピードで少子高齢化が進んでいる
- 社会保障給付費が増加し、その財源として公費負担が行われるが、その多くは公債依存を通して将来世代に負担を先送りしており、国・地方の財政状況及び社会保障制度の持続可能性からみても問題
- 全ての世代でその能力に応じて負担し支え合い、必要な人が必要な社会保障サービスを受けることができる「全世代型の社会保障」の構築が必要
- 税と社会保険料を合わせた負担の在り方、世代間における負担の公平性等、税制全体のあるべき姿について総合的に検討すべき

### 2 財政の持続可能性の確保

---

- 我が国の租税負担率と社会保障負担率を合計した国民負担率は約46.8%であり、諸外国と比較しても低い水準。行政サービスのための財源を安定的に確保する上では、給付と負担の適正化が不可欠
- 国及び地方自治体は、納税者たる国民・住民に真摯に向き合い、社会保障関係経費等の増大に対応した国税及び地方税の充実・確保等を進め、その中で所得・資産の捕捉、課税ベースの適正化、滞納整理の推進等、国民・住民の公平感を高める努力が必要

## ○所得課税関係

---

- 社会保障財源に充てる税については、国・地方を通じた個人所得課税の拡充を視野に入れることも議論すべき。特に、地域の行政サービスを支える個人住民税は、「還元感」を身近に意識しやすいため、財源として検討に値すると考えられる（平成29年度）
- 世代間格差と高齢者の世代内格差を踏まえ、公的年金等控除をはじめとする年金課税のあり方について、今後、検討する必要がある（平成26年度）

## ○消費課税関係（地方消費課税）

---

- 国民が将来にわたって安心して生活できるようにするためには、介護サービスの充実や待機児童の解消などの施策を迅速に展開していかなければならない。地方自治体がこうした行政サービスを十分にかつ継続的に提供していくことができるよう、安定的な自主財源として地方消費税の充実を図っていくことが不可欠である（平成29年度）
- 地方消費税は、消費一般に負担を求めることから、勤労世代等、特定の者へ負担が偏らず、広く社会の構成員がその消費支出に応じて負担を分かち合うことにより、世代間の公平を確保することができる税である（令和3年度）

## ○その他

---

- 社会保険料は、標準報酬月額等に上限があることなどから、逆進性を有しているとされる。特に低所得者や若年層の社会保険料負担が重いと言われており、格差是正という観点から税と社会保険料のあり方を考える必要がある（平成29年度）